

山形大学紀要（教育科学）投稿規程

1. 名称及び発行

山形大学紀要（教育科学）[Bulletin of Yamagata university (Educational Science)]と称し、2月に発行し、4号分をもって1巻とする。

2. 投稿資格

- (1) 山形大学紀要（教育科学）（以後「教育科学編」と略す）へ投稿できる者は本学教職員（客員教授等を含む）であることを原則とする。ただし、定年退職した教員及び現在非常勤講師として本学に相当年数勤務し、山形大学附属図書館運営会議（以後「運営会議」）において適当と認めた者については投稿を認めることがある。
- (2) 本学教職員以外の者との共同研究については、主たる執筆者が、本学教職員である場合に限り投稿を認める。

3. 投稿内容

教育科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 原著論文
- (2) 総説
- (3) その他、編集委員会が適当と認めたもの

4. 使用言語及び版組

和文または欧文とする。大きさはB5版（文字サイズ9ポイント）とし、段組は横一段（40字、40行）を原則とする。

5. 原稿の制限

- (1) 本文、図・表等を含めた刷り上がり総ページが、和文35ページ、欧文21ページ内とする。なお、図版や図・表の1つの大きさは1ページを超えないものとする。また、図は版下として使用できるものとする。
- (2) 前項の制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、運営会議の承認を得て、受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者負担とする。
- (3) カラー印刷など特殊な印刷を要する場合、その印刷経費は原則として執筆者負担とする。

6. 原稿の作成

別に示す「山形大学紀要（教育科学）原稿作成上の注意」により作成する。

7. 原稿の提出

- (1) 完成した原稿は1部のコピーを作り、計2部を企画部図書情報企画ユニット図書情報企画チームに提出する。このとき受付日・時間を明記した受領書を受け取る。
- (2) 「教育科学編」の原稿の受け付けは常時行うものとするが、各年度の締め切りは、10月1日とする。

8. 論文等掲載の可否

- (1) 編集委員会は原著論文については査読者に審査を依頼する。原著論文以外の記事については編集委員会が必要と認めた場合は同様に審査を依頼する。編集委員会は、審

査の結果、必要がある場合は原稿の修正等を求めることができる。

- (2) 編集委員会は掲載論文等の選定等について運営会議に意見を具申するものとする。
- (3) 掲載の可否は編集委員会が決定する。

9. 最終原稿の調整

- (1) 掲載が決定した原稿はフロッピーディスクに記録して提出することができる。
- (2) 印刷にそのまま使用する版下を作成し、提出することもできる。ただし、編集委員会において、印刷後の体裁・品質等が従来の印刷と比べて同等と認められるものに限る。

10. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、再校までを原則とする。
- (2) 校正は誤字、脱字等の訂正を原則とする。やむを得ず、大幅な訂正が不可欠な場合は、編集委員会の許可を得るものとし、それに伴う経費は執筆者負担とする。
- (3) 冊子、表紙、表題、著者名、巻号数、及び柱文字などの体裁に関する部分は編集委員会の責任において調整する。

11. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。ただし、予算額に不足が生じた場合、その不足分は掲載分量に比例して執筆者負担とする。
- (2) 別刷り70部は無料とする。この部数を超える分については執筆者負担とする。

12. 出版権の許諾

論文を投稿する者は、山形大学に対して、当該論文に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

13. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は原則として電子化し、附属図書館ホームページ及び機関リポジトリ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

附 則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年12月10日から施行し、平成20年7月1日から適用する。